

権利擁護支援ネットワーク

ニュースレター

<http://kitami-shakyo.jp/>

2023年(令和5年)

1月 31日

No.13

1. 『継続した学習機会とつながりによって気運を高め合う』

～市民後見人フォローアップ研修（日常生活自立支援事業生活支援員研修会）を開催しました～

令和4年7月25日（月）に、市民後見人養成研修修了者を対象としたフォローアップ研修を行いました。この研修は市民後見人養成研修修了者を対象に、知識や意欲の維持・向上を図ることを目的として年3回程度開催しており、今回は年に1回の日常生活自立支援事業 生活支援員研修会を兼ねて開催しました。

今年度1回目となる研修では、北見市社会福祉協議会の担当職員による「日常生活自立支援事業の概要について」「生活支援員の業務と活動を行う上での留意点」の講義、また、生活支援員によるケース報告と意見交換を行いました。ケース報告は、実際の生活支援員としての活動について具体的なイメージとして捉えながら、今後の支援の参考となるよう、皆さん熱心に耳を傾けていました。

▶ 掲載内容

- 1 市民後見人フォローアップ研修会（日常生活自立支援事業生活支援員研修会）開催
- 2 第7期 北見市市民後見人養成研修終了
- 3 「医療機関、福祉施設における身元引受人、保証人等の取扱いに関する実態調査」集約結果
- 4 専門職相談実施



【研修会の様子】

2. 『地域に身近な市民の立場で温かな地域づくりと後見活動を担う』

～新たに17名が市民後見人養成研修を修了しました～

第7期となる市民後見人養成研修が令和4年10月7日（金）をもって終了し、最終日には北見市保健福祉部鈴木次長より17名に修了証書が手渡されました。

閉講式では、受講生それぞれから養成研修を終えた気持ちや今後の抱負についてスピーチをいただき、「その人の人生に寄り添うということを学んだ」「後見人の仕事に正解はなく大変だと感じたが、様々なことを学び大変勉強になった」「講師陣の熱意のこもった講義で、楽しく参加することができた」「今回学んだことを少しでも活かしていきたい」「支援員として活動する時には、その人の思いに寄り添い、引き出していけるような支援を目指したい」など、それぞれの想いが語られました。

新型コロナウイルス感染症対策のため、会場参集とオンラインにより、全11回の養成研修を無事終えることができました。ご理解いただいた受講生の皆様、また、ご尽力いただきました講師陣の方々に、事務局一同、心より感謝申し上げます。次年度以降の養成研修に向けては、参加者や講師の方々からいただいたご意見を参考に、北見市における支え合いのある温かな地域づくりに資する研修となるよう運営委員会により検討してまいります。



▲第7期 市民後見人養成研修を修了された皆様

【第1～7期 市民後見人養成研修受講者状況】

(R4.10.31現在)

年度	受講者数	修了者数	法人後見支援員状況		市民による個人受任
			登録者数	活動者数	
平成25年	48	47	11	5	0
平成28年	44	42	16	6	0
平成30年	14	14	10	6	0
令和元年	28	26	12	6	0
令和2年	12	12	2	0	2
令和3年	19	19	7	0	2
令和4年	17	17	5(予定)	0	2
合計	182	177	63	23	6



法人後見支援員とは？

北見市社会福祉協議会が実施する法人後見業務において、職員とともに、成年被後見人等の生活状況の確認や、金銭管理などを支援する人のことをいいます

3. 「医療機関、福祉施設における身元引受人、保証人等の取扱いに関する実態調査」 集約結果を抜粋して報告します(「保証人」「身元引受人」等に代わる制度等の希望)

市内医療機関や福祉施設職員が成年後見人や身元保証人等に対して求める役割、また支援の実態等を把握することにより、医療機関・福祉施設の双方が安心してサービスを提供できる具体的な仕組みや方法を模索するなど、今後の取り組みに資する示唆を得ることを目的に、令和3年10月11日(月)から10月29日(金)の期間で実施した「医療機関福祉施設における身元引受人、保証人等の取扱いに関する実態調査」について、第11号に続き結果を一部ご紹介します。

調査結果 PICK UP

【抜粋】「保証人」「身元引受人」等に代わる制度等の希望について

	医 療 機 関	障 が い 者 施 設 入 所 支 援	障 が い 者 グ ル ー プ ホ ー ム	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	介 護 老 人 保 健 施 設	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	施 設 入 所 者 生 活 介 護	地 域 密 着 型 介 護 老 人 福 祉 施 設	特 定 施 設 入 所 者 生 活 介 護	計
計	30	3	22	12	7	47	4	15	140	
①成年後見人等に保証人や身元引受人等としての広範な権限を与える	7	-	5	3	-	14	2	5	36	
②本人が元気な頃から、本人・家族・多職種で医療や生活のあり方について話し合い、記録を残す	5	1	5	3	2	7	1	1	25	
③行政等公的機関が、身元保証人等がない場合に保証人や身元引受人等の役割を果たす	6	2	6	2	1	11	-	3	31	
④保証人や身元引受人等の役割を補完する制度を設けて、より広く普及するようにする	9	-	4	2	2	10	1	4	32	
⑤施設利用料の未払い等に対する保険・基金などを創設し損害を保証する	3	-	2	1	1	5	-	1	13	
⑥その他	-	-	-	1	1	-	-	-	2	
無回答	-	-	-	-	-	-	-	1	1	

自由記載
【特別養護老人ホーム】
医療同意にかかる明確なルール、制度
【介護老人保健施設】
保証人等には日常的な事実行為も依頼しているため保証人と事実行為を分けて整理やしきみが必要

集約結果では、「①成年後見人等に保証人や身元引受人等としての広範な権限を与える

(36)」と回答した機関が最も多く、次いで「④保証人や身元引受人等の役割を補完する制度を設けて、より広く普及するようにする(32)」、「③行政等公的機関が、身元保証人等がない場合に身元保証人等の役割を果たす(31)」が、回答として多い結果となりました。

①の結果からは、第三者による医療同意の代行決定について期待されていると推察します。現行法制度内において対応できることとすれば、まずは本人が医療行為について判断することが困難な状況であっても、本人の意思に基づく自己決定を、後見人を含めて周囲の者が最大限支援するなど、自己決定が保障

されるよう取り組む必要があると考えます。また、成年後見人等は保証人や身元引受人といった役割を包括的に担うことは困難であるものの、医療機関や福祉施設等が保証人や身元引受人等に求める役割を一つずつ丁寧に切り分けて整理することによって、成年後見人等でも対応が可能な事務もあるものと考えます。③④については、以降、中核センターや行政、また、公的機関等により協議を進めていかななくてはならないと考えます。

大変お忙しい中調査にご協力いただいた医療機関・福祉施設の皆様には、心より感謝申し上げます

4. 専門職相談の実施について

北見地域成年後見中核センターでは、金銭管理に不安があるなどの財産に関することや、訪問販売や悪質商法の被害を受けているなど契約に関すること、成年後見制度の手続きなど制度の利用に関すること、自分の老後や障がいのある子どもの心配といった将来に関することなど、様々なご相談をお受けしており、内容に応じて外部専門職による成年後見制度に関する相談日を設けています。

窓口への来所が難しい場合は、オンライン(インターネット)を活用してご自宅等から外部専門職相談を利用することも可能ですのでご相談ください。

専門職による無料相談日 毎月第2・4水曜日 14:00~16:00 (※要事前予約)

令和4年度 相談窓口開設予定日		(開設予定日が変更となる場合があります)											
相談内容	専門職	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
身上保護	社会福祉士		11日	8日	13日	10日	14日	12日	9日	14日	11日	8日	8日
法律関係等	弁護士・司法書士	27日	25日	22日	27日	24日	28日	26日	24日(木)	28日	25日	22日	22日

・相談費用：無料

・相談時間：1件30分以内

・相談会場：北見市総合福祉会館、置戸町地域福祉センター「ほのか」
訓子府町総合福祉センター「うらら」

後見支援を行う上での悩みや法律に関することなど

※専門職による無料相談は相談日の1週間前までにご予約をお願いします

お問合せ・お申込み

北見	〒090-0065	北見市寿町3丁目4番1号 北見市総合福祉会館 北見地域成年後見中核センター	☎0157-61-8182
置戸	〒099-1115	常呂郡置戸町字置戸246番地の3 置戸町地域福祉センター「ほのか」 置戸町社会福祉協議会	☎0157-52-3347
訓子府	〒099-1498	常呂郡訓子府町東町398 訓子府町総合福祉センター「うらら」 訓子府町地域包括支援センター	☎0157-47-5555

ホームページもご覧ください (URL: https://kitami-shakyo.jp/?page_id=6424)

【発行】 北見地域成年後見中核センター 〒090-0065 北見市寿町3丁目4番1号 北見市総合福祉会館内
電話 0157-61-8182 Fax 0157-57-3611